

## 郡山地方社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会議事要旨

日 時：令和元年8月26日（月）

10：00～11：30

場 所：郡山市総合福祉センター研修室

### <出席者>

阿部 公一委員・岡部 宏美委員・木戸 三代子委員・熊田 伸子委員・高橋 敦司委員  
千葉 亜希子委員・七海 末子委員・星 幸子委員・村上 徹委員・村西 敬生委員  
(10名、五十音順)

オブザーバー 公益社団法人郡山市シルバー人材センター 業務執行理事

### <郡山市職員>

保健福祉部長・保健福祉部次長・地域包括ケア推進課長・介護保険課長  
介護保険課長補佐・介護保険課管理係長・健康長寿課長・健康長寿課長補佐兼管理係長  
健康長寿課生きがい支援係長・健康長寿課管理係主任

### <議事要旨>

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事（議長：熊田郡山市地方社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会長）  
会議公開の確認 傍聴者なし

諮問事項（2） 健康寿命の延伸・高齢者が活躍できる社会づくりについて  
健康長寿課長より説明（資料5）

委員：（資料の）運動のところで、こおりやま生きいき健康ポイント事業というのがある  
のですが、この事業について簡単に説明していただけないでしょうか。

事務局： こおりやま生きいき健康ポイント事業ですが、福島健民アプリというものをご存知の方いらっしゃいますか。今、テレビでCMとかもしているのですが、福島県との共同事業で郡山市民の健康寿命の延伸を図ることを目的に個人個人が健康でいれるよう各種検診の受診とか、ボランティアをやっていただくとか、自分で目標を作り、一日の目標をクリアすればポイントを付けて、そのポイントに応じていろんな景品に応募できるカードをいただけるというもので、個人の健康へのインセンティブをモチベーションを高めるとい事業です。対象者が、郡山市在住・在勤の18歳以上の方で、1年間の実施期間となっています。毎日、健康目標を2つたてて、各種

検診とか町内会活動とかボランティア活動、健康教室に行ったりなどの活動をしたり、きらめき健康応援店という栄養の観点から減塩メニューを出していたりとか、そういう食事を出しているお店を市が認定しているのですが、そういうお店で食事したらポイントが付くという形でポイントを溜めていきます。スマホとかで福島健民アプリをダウンロードして、1日何千歩歩くという目標を設定し、それによってポイントももらって県内の各種協力店のサービスが受けられます。窓口が保健所地域保健課となっています。

委員： そのアプリはどのぐらいの方が利用しているのでしょうか？

事務局： 具体的な数字までは分からないですけど、県の方からは、なかなか利用者が伸びなくて、その周知が大変だということは聞いております。

委員： アプリというと若い方は良いかと思えますけど。

事務局： 高齢者の方は（アプリではなく）紙の台紙をダウンロード出来るようになっていて、紙に書いてもらうようにもなっています。

委員： 「おたっしや長寿アンケート」について、先ほど説明していただいた要介護認定のアンケートの回収率は75%ぐらいです。推移だとか、或いは一人暮らしの方も反映されていると思うのですが、老人を対象にしたアンケートと言うのは、個人情報や防犯上の観点からあまり積極的に答えないという方も多いと思うので、（情報を）把握するのが難しいと思えますが。

事務局： アンケートの回収率は75%ぐらいです。

委員： 全体は。

事務局： 独居、高齢者世帯の方に限らせていただきまして、対象者はですね・・・

委員： 独居の方も対象ですか。

事務局： はい。元気高齢者を対象にという考えで実施しているものですから、要介護から支援の2までの方で、17,268件が対象となっております。そのうち73.6%の12,736件から回答をいただいており、その中でいろいろアンケートしているのですが、4,000人ぐらいがこれから身体機能が弱ってくるとか、引きこもりの可能性があるというような結果が出ていまして、それに基づいてアンケート結果を皆様に送付しまして、あなたはこのような結果ですよとか、元気な人も介護予防事業をお受けくださいといったものをアンケートに回答していただいた方には全員に結果報告をさせていただいています。なお、アンケートの応募にあたり、当然そこには、個人情報などの個人データは市の事業に活用させていただいても良いですと言った確認もとっています。

委員： 通いの場の普及啓発の件で発言させていただきますが、私、県の介護予防市町村支援事業にも参加させていただいておまして、30年度県のアンケートの中身ですと、週1回以上の運動を行っている通いの場というのは、39市町村で724ぐらい立ち上がっているのですが、やっぱり運動というのは、継続することがとても

必要だと思うので、通いの場の普及啓発が必要ではないかと思います。高齢者の方たちがそこに行くにしてもどうしても足がない。だから運動したくてもそこに行けないと言う御意見もあって、自分の身近なところで通いの場がたくさん立ち上がれば、参加しやすい状況もあると思います。アンケートの中で郡山市として出されていた課題としては、会場のハード面というのが出されておまして、例えば、通いの場というのは郡山市の場合は、100歳体操を推進していると思うのですが、100歳体操するにはDVDとかテレビとかが必要なのですが、それが無い公民館とかもなくて、体操したくても出来ないという声も福島県のアンケートには上がってきているので、環境的な面で公民館等の設備も充実させていく必要があるのではないかと思います。運動というのはイベント的にやるのではなくて日常的にやれるような環境作りが必要だと思います。

事務局： 通いの場の事業ですけど、身近なところという部分では、一般家庭で3人以上集まっていたら、私どもの専門職員を派遣できますので、その辺をご検討いただければと思います。公民館に限らず。その時にももちろんDVDの問題もあるんですけど、現状ではDVD装置を御自身で準備できる方というところまでしか行っておりません。私どもで協議体というものを整備して、地域の方の集まりの中でやっていただくことを進めておまして、皆さんの中の有志で、例えば電気屋さんに入っていたりとか、会社さんの使わなくなったものとかを使っていたりとか、通いの場を含めて協議体という皆さんの支え合いの場作りをしているところですから、そういうところから御検討いただきたいと考えております。

委員： 3人以上集まれば市の方が来て下さるということですが、結局そのアンケートにも各市町村が進まない理由としては、マンパワーなのですね。例えば、いわき市ですとシルバーリハビリ体操指導士会とかって言って、市民がそういう専門的な知識、研修を受けてその方たちが普及するとか、喜多方市でも太極拳の「ゆったり体操指導会」といった市民自体がやっています。市の職員の方に頼ると、マンパワーで、結局、市の職員の方の都合が付かなければ出来ないとなりますから、もうちょっとやり方を変えていくのも必要なのかなというふうに思います。

事務局： 私どもで介護予防ボランティアというのもしておりますので、ボランティア講習を受けた方が指導できるような方法も、これから考えていきたいと思っています。

委員： (資料の) 運動のところで、認定ウォーキングコースの周知啓発とあるんですけど、認定ウォーキングって、どういった取り組みなのでしょうか。

事務局： 郡山市内に市が推奨するウォーキングコースがあり、せせらぎ小道のところでもありますとか、何コースかあって距離とかもあるんですけど、石筵や開成山コースもあったと思います。お薦めのウォーキングコースを設定しておまして、それで健康のために歩くのはどうですかということで、健康づくりのきっかけにしようという事業で、平成14～15年ぐらいからやっている事業です。現在41コース

を選定しております、ホームページでも確認できます。

公益社団法人郡山市シルバー人材センター業務執行理事より

シルバー人材センターについて説明

委員： 最高年齢が94歳の方ってどういうお仕事されているのですか。

業務執行理事： 女性の方で、布ぞうりを作っています。私どもの「憩いの広場」というのがあってそこに出すなどしています。あとは男性だと盆栽の手入れとかです

委員： 仕事を頼む時とかは、シルバー人材センターに直接電話するのか、ある程度の金額と言うのか日当と言うのかはどのようなのでしょうか。

業務執行理事： 見積り発注フォームというのがありまして、それは公開しております。ホームページにも載せてありますが、(依頼は)電話一本で結構です。気軽に電話で申し込みいただければと思います。

委員： ボランティア感覚である施設の草刈とかを年に2回とかやるのですが、素人で草刈をしたこともなくて、土手みたいなところを刈るのですが、草刈をやっている人たちは、シルバー人材センターに(依頼して)やってもらえば良いじゃないかといった考えを持った人もいるので、こういう場合、結構金額をそっち(シルバー人材センターに頼んだ場合)でも請求しますよね。

業務執行理事： 私どもでは、手で刈るのと機械で刈るのがあり、機械で刈る場合は燃料もかかりますので、時間あたり1,200円ぐらいいただいております。

委員： どのくらいの金額で出来るものか。

業務執行理事： それは、見積もりを出させていただきます。機械だとこのくらいですとか、手作業ですとこのくらいですといった見積もりをして、出来高でやるか契約でやるかというふうに・・・

委員： 今度、提案してみます。

業務執行理事： 草むしりと植木の手入れは非常に混んでいて、年度始めに予約を取ります。だいたい月に300件から400件という依頼が来ますので、植木の手入れは今年も12月までいっぱい、受付を終了させていただきました。草むしりは9月末までいっぱいということ、10月ぐらいであれば。もし、依頼いただくのであれば、いつ頃にやってほしいとか、予約を入れていただければと思います。

### 諮問事項(3) 既存施設の見直し

#### ①敬老祝金事業について

健康長寿課生きがい支援係長より説明(資料5)

委員： 全国的に見ても、郡山市の支給水準は高いということで、財政的な面からもこれ

からの方向性は議論を進めていかなければいけないと。そこで問題になってくるのが、例えば、77歳について、仮に来年から支給を取りやめまるとなった場合に、隣の家には昨年もらった人がいるのに、家ではもらえないとかといった不公平感とかが懸念されたりするので、その背景にはどのようなことがあるのかとか、ただ、財政が厳しいからといった理由では、何だといったふうになりかねないので、77歳の祝金を財源にして、健康長寿のために郡山市はこういう取り組みをするといった丁寧な説明をしっかりとやっていかないと、反感をかわれ、不公平感を抱かれることに繋がるのではないかと思います。そういう部分を協議していかなければならないと思います。

事務局： 現在の郡山市の状況や財政面でも、この敬老祝金を止めるとなった場合、その分、健康寿命の延伸であったりだとか、子どもたちのための事業であったりだとか、そういうところも含めて説明していく必要は大きいと考えておりますので、皆様の御意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

委員： 私たち居宅協で役員会を行った時に、関連してくるのは敬老祝金とサポート事業です。75歳はタクシーが使えるのだけど、70歳からタクシー券が使えるとありがたいと言った意見が出たのです。敬老祝金を例えば77歳は1万円、88歳は5万円、小額ですけどそこを何とかして全員に70歳以上の人にはサポート券として例えばジムでも使えたり、温泉やはり・きゅうでも使えたり、タクシーでも使えるといった選択の中で上手に使えれば良いねと話がありましたので、もし無くなるということであれば、その辺の兼ね合いを考えていただければと思います。

事務局： 祝金は、今のお話のとおり77歳、88歳、100歳という形なのですが、サポート事業につきましては70歳～74歳までの方は温泉とはり・きゅう・マッサージ、75歳以上の方は、それにバス、タクシーで使えるということで、市民の方から70歳以上の方でも、バス、タクシーでも使えるようにしてほしいといった御意見はたくさんいただいているところであります。祝金を減らしてといったお話がありましたけど、77歳、88歳といった決められた年の時に支給しておりますが、サポート事業は70歳以上の方は申請すれば交付しております。サポート券を使う、使わないはご本人の自由で、交付した券の100%を使っているわけではないのですが、それを70歳～74歳の方をバス、タクシーの利用を考えると、利用率というのも考えなくてはなりません。例えば、祝金を減額という案を出して、サポート事業を増やすとなると、増加率、利用率の部分が、前は祝金を1億円減額してサポート事業の予算に上乗せしているのですが、あと何年もつかといったこともありシビアな話なので、そういう部分も検討して参りたいと考えております。

委員： 祝金というのは、長寿を祝うっていうだけではなくて、これまで社会貢献してきた労をねぎらうということであって、それを一概に廃止するということについては、私は反対をします。貢献してきた労をねぎらうっていうところで、(祝金の)継続が必要だと私は思っているのですが、あともう一つは、財源に関してなんですけど、今

回、市議会議員選挙があつていろいろな政党のチラシを見ました。その中で「えっ」と思ったのが、水素ステーションです。水素ステーションって1億9,000万の税金をかけて郡山市では設置されていますよね。でも昨年度の実績利用ってというのは、3日に1回程度なのです。この祝金って、3年間で3億6,000万が総額です。あと、ネットで見ますと郡山市って40億円の黒字を出していますよね。高齢者の方の置かれている状況って、持続可能ってということで年金は減らされる、消費税は上がる、今後、介護保険が改正されるにあたっては、原則1割負担が2割負担になるのではないかっていう動きもあります。ある団体で市民アンケートを取った記事が載っていたのですが、80歳の方が毎月の年金が4万だと。税金が上がったら、どうやって生活していこう。医療機関にもかかれない、施設にも入れないっていうふうな声がありました。祝金ってたった3回です。3回もらえる人って、どれだけいるか分かりませんし、その3回で今の問題が解決する訳ではないのですが、やはり税金の優先順位を考えた対応っていうのをしていただきたいなっていうふうに思います。

委員： 私は民生委員として市からもらったお金を配達しているけど、民生委員としては、いろんな意味で祝金があったほうが、自分の地区を把握していく意味でも重要だなんて。訪問しただけではなかなか戸を開けてくれない人は、やはり問題ですので、祝金をなくさないような方向で行ってもらえたらいいかなって思っています。

委員： 全国的にも（郡山市が）最高水準だから金額を下げて良いという理由にはならない。全国的にも最高水準と言うのは誇りに思いますが、それを下げるというのは理由にならない。例えば、会津若松方式とか相馬方式みたいに一時金の形ではなくて、毎年毎年支給額を下げて交付する方が、実際にお年寄りにはそちらのほうが、より実利的ではないかとも考えますが、そういったことを検討されたことはあるんでしょうか。

事務局： 会津若松市は81歳だと毎年5,000円、相馬市は85歳以降毎年5,000円で、支給方法は、毎年1回の敬老会の式上でお配りしているそうです。敬老会に来られる方は良いのですが、一定の年齢以上になると敬老会そのものに出席することが難しくなってくるので、市の職員が手分けして配ったりしているという話を聞いています。そういった意味では事務的な負担が大変なので、今後、見直しをしたいということは考えています。郡山市において、具体的にこの方法を考えているのかと言われると、正直なところ検討の俎上にはあがっておりません。ただ、今回、敬老祝金を見直しするにあたって、77歳から11年後の祝金支給まで、放ったらかしというのではなくて、例えば、民生委員さんが顔を見て、家族と元気に暮らしているとか、暮らしぶりを見るという意味では、こういった方法も一つの方法としては、あるかとは思いますが、一案としては検討していくことは出来るかと考えております。

事務局： もともと、敬老祝金という形で支給を開始した事業として、平成13年までは一定年齢以上の方には毎年給付をしてきた経過がございます。その後、平成14年から

現在の77歳、88歳、100歳という形で見直しをさせていただいて現在に至っています。過去に郡山市として（毎年給付してきたという）実績としてもございます。ですので、そういった経過を踏まえ、現状があるということを御理解いただきたいと思えます。

委員： その際見直した理由は何だったのでしょうか。

事務局： 今、この見直した時の経過について、お答えできなくて恐縮なのですが、実態としまして、過去に郡山市として毎年給付させていただいたものを平成14年から3つの年齢に区分して見直しさせていただいて、今に至っているということを御理解いただきたいと思えます。

委員： 支給コストとそのトータルを計算した場合、現行と比べて、どちらの財政負担が大きいかどうか、検討の対象となると思うのです。金額を少なくして毎年支給するというほうが、むしろ市民にとっては効果的なんじゃないかなと。

委員： どんな形で変更になるにせよ、きちんとした説明をしていただきたいというのが一つ、高齢者の皆さんはこの祝金をとって楽しみにしているのです、廃止というのではなく、他の方法を検討していただいたほうが良いのかなって。財源がやっぱり厳しいのであれば、少し年齢をずらすとか、あとは会津若松のように少し金額を下げて、毎年活用いただけるような形で対応すると、実質どのくらいの費用となるかを見ながらじゃないと決められないと思えます。

事務局： 具体的な案としましては、皆様の御意見を踏まえて事務局案を作り、市民の皆様の代表である郡山市議会の3月定例議会に予算を計上して、そこで議決といった形となっておりますので、この審議会におきましては、繰り返しになりますが、年齢や支給額等の見直しについて皆様からそれぞれの立場からの御意見をいただければ、それを踏まえて案を出したいと考えております。

議長： 今、具体的な案も出ましたし、事務局で整理していただくということをお願いいたします。

## ② 高齢者健康長寿サポート事業について

健康長寿課生きがい支援係長より説明（資料5）

委員： 資料3の32ページの各年度の交付枚数というところがあるのですが、この交付枚数っていうのは、今、70歳から75歳ってワンセットで来ますよね。そのワンセットでの人数なのか、それとも、例えば70から74歳だと10枚で75歳以上だと16枚ですよね。その総計なのか交付枚数について教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局： 交付枚数につきましては、そのセットの中に70歳から74歳は500円の券が10枚、75歳以上ですと500円の券が16枚入っています。これの1枚1枚の総数

なので、70から74の方が1年間の満額であれば10枚とカウントされます。

委員： 70歳から74歳であれば、単純ですけど10枚ひと綴りなので、支給されている方は、1万2千6百……。あっ、月度途中だと枚数減りますよね。

事務局： はい、そうです。申請者につきましては、この資料の上の31ページを御覧いただければと思います。

委員： 70歳から74歳までは、バスとかタクシーが使えないのですが、それは何か根拠があるのですか。使っても良さそうな感じがするのですが。それともう一つは、磐越西線や磐越東線（を利用している）人の話を聞くと、バスよりも電車のほうがいいので、それを使える方策についてお聞きしたいと思います。

事務局： 前回、平成26年に審議会を開催して見直しを行った際に、はり、きゅう、マッサージと温泉を一つにして、更にご要望の多かったバス・タクシーも使えるようにした事業です。70歳から74歳までの方が使えないというのは、もともとの制度設計の事情によるもので、あとは75歳から要介護になる方が多くなっていて、なかなか自分で出歩くことが難しい、足が欲しくなるという方が多いというのも一つの要因です。2点目のJRですが、サポート事業の券を使えるようJRのシステムを変更するのに莫大な費用がかかりますので、そういう面からJRは現実的に難しいと考えております。なるべく地域による差が少ないようにということで、バス、タクシー、例えば福島市ですとバスと福島交通飯坂線の電車なのですが、郡山市の場合は公平性を考え、バス、タクシーの共通券として使える現在のサポート事業の制度設計にしたという経緯がございます。

委員： 地域包括連絡協議会の業務をしている中で一番高齢者から喜ばれている事業なので、可能であればバス、タクシーのところでも年齢の引き下げや、助成額の増額とか100円券など、使い勝手がとても重要だと思うので、拡充と言う形でやっていただいたほうが、健康寿命の支援や、社会参加とか高齢者の運転免許の問題も出ているので、タクシー券はありがたいのではないかなと思います。もし財源が大変になってくるのであれば、例えばですけど、介護保険の中の3割負担を調製するような方向で線引きするようなことも一つの方法なのではないかと考えています。

委員： 線引きはやっぱりしないほうが良いかと思います。介護保険では、しっかりと線引きがされていて、負担割合も1割、2割、3割というふうになっているので、3割の方とは駄目ですとなったら、市内から出て行くかもしれない。

委員： 70歳から74歳のバス・タクシーの利用ということで支援をやることによって、介護予防になったりとか外出の機会を月に1回あてるということが最終的には介護予防になって、介護保険を申請するのが遅れたりすることで、そちらの財源を減らせるということも考えられると思うので、そこは検討しても良いと思いました。

議長： 委員の皆様方から具体的な提案がございましたので、当市の素案を事務局で整理していただくということでもよろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして議事を終



了したいと思います。

4 その他

健康長寿課長補佐兼管理係長より今後の審議予定について説明

5 閉会